魚沼市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症が、5月8日付けで5類感染症に移行しました。これに先立ち、4月28日に「学校保健安全法施行規則」の一部改正、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。

これらを踏まえ、当市では下記のとおり対応しますので、お知らせします。

記 \* 部分が変更点となります。

## 1 平時から求められる感染症対策について

平時においては、「家庭との連携による健康状態の把握」、「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」以外の感染症対策は、必要なくなりました。

- (1) 必要な持ち物
  - \* 清潔なハンカチ・ティッシュ
  - \* マスク数枚(必要に応じて着用を推奨する場合もあるため、ランドセル、カバンに数枚入れておいてください。)
- (2) 健康観察
  - ① 発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合について
    - \* 無理をせずに自宅で休養させてください。 (コロナ禍前と同様です。)
    - \* 軽微な症状で、登校を制限するものではありません。
  - ② 健康状態の把握について
    - \* 児童生徒の「毎日の検温」と「体温記録表の提出」は必要ありません。
  - ③ 発熱等の症状が見られた場合について
    - \* 保護者に迎えの連絡をし、自宅で休養してもらいます。(コロナ禍前と同様です。)
    - \* 必要に応じて受診を勧める場合もありますが、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めるものではありません。
    - \* 症状のない兄弟姉妹を一緒に帰宅させるようにお願いすることはありません。
- (3) 換気の確保
  - \* 場所や場面に応じた換気を継続します。(飛沫感染を避ける有効な方法です。)

- (4) 手洗い等の手指衛生の指導
  - ① 手洗い
    - \* 手洗いの励行を継続します。(接触感染を避ける有効な方法です。)
  - ② アルコールによる手指消毒
    - \* 必ず行うものではありません。(流水で手洗いができない際、補助的に用います。)
    - \* よって、アルコール消毒の設置数を減らしていきます。
- (5) 咳エチケットの指導
  - \* 適切な咳エチケットの指導を継続します。(他者に飛沫を飛ばさないようにするためです。)
- (6) マスクの取扱い
  - \* 学校においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。家族の状況も ありますが、できる限り互いに表情が見えることが望ましいと考えます。
  - \* ただし、校外学習で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般に おいてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することを推奨します。
  - \* また、基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安を抱いてマスクの着用を 希望する児童生徒、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいるこ とから、マスクの着脱を強いることのないようにします。
  - \* 児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
- (7) 清掃
  - \* ウイルス除去のための消毒作業は基本的に行いません。
  - \* 消毒に頼るのではなく、清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底します。

#### 2 感染流行時における感染症対策について

地域や学校において感染が流行している場合は、一時的に対策を講じる場合があります。

- (1) マスクの取扱い
  - \* 流行時はマスクの着用をお願いする場合があります。 (コロナ禍前のインフルエンザ流行時にお願いした際と同様ですが、着用を強いるものではありません。)
- (2) 身体的距離の確保
  - \* 換気と組み合わせながら、場所に応じて身体的距離を確保する場合があります。
- (3) 活動場面ごとの対策
  - \* 各教科等、学校行事、部活動、給食、登下校、健康診断など必要な場面で対策 を講じる場合あります。
    - 例) \* 近距離、対面、大声での発声や会話を控える
      - \* アルコール消毒薬の設置

など

### 3 児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

- (1) 児童生徒の感染が確認された場合
  - \* 出席停止となります。
  - \* 出席停止の期間は、「発症日を0日目として発症後5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として軽快後1日を経過している期間」となります。(p4参照)
  - \* 無症状の場合は、「検体採取日を0日目として採取後5日を経過するまで」が基準となります。(p4参照)
  - \* 出席停止解除後、児童生徒が登校する際には、保護者が記入する『療養解除届 (新型コロナウイルス感染症)』を学校に提出してもらいます。(罹患証明や陰性証明の 提出は必要ありません。) ただし、様式については、変更になる場合があります。
  - \* 出席停止解除後、発症日から10日間は、マスクの着用をお勧めします。
- (2) 臨時休業の判断について
  - \* インフルエンザと同様の規準で、臨時休業について判断されます。
  - \* 臨時休業の期間は、3~5日間です。(±日も含みます。)
- (3) 教職員の感染が確認された場合
  - \* 児童生徒の出席停止と同じ期間は、出勤することができません。

### 4 感染以外の児童生徒の出欠等の取扱いについて

- (1) 発熱や咽頭痛 咳などの感染が疑われる症状がある場合の取扱いについて
  - \* 医療機関での検査や検査キットにより感染が判明した場合は、「出席停止」となりますが、感染が判明しない場合は、「欠席」となります。
- (2) 濃厚接触者の取扱いについて
  - \* 家族等が感染しても、児童生徒本人の感染が確認されていない場合は、登校できます。学校においても同様です。(濃厚接触者の特定がなくなるためです。)
- (3) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒の出欠の取扱について
  - \* 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、「出席停止」にすることができます。
  - \* また、医療的ケアを必要とする児童生徒、基礎疾患等により重症化リスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認し、登校すべきでないと判断した場合についても、「出席停止」とすることができます。
- (4) ワクチン接種等の取扱いについて
  - \* ワクチン接種及びその副反応で登校が困難な場合については、公欠扱いとなる かは未定です。決まり次第、お知らせします。

魚沼市教育委員会学校教育課

Tel: 793 - 7452

# | 参考資料 | 新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準(早見表)

- \* 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
- \* 「 解 熱 」とは、平熱 (37.5℃未満) に下がることです。
- \* 「発症を確認した日」を0日目とし、その翌日が発症後1日目となります。
- \* 「軽快を確認した日」を0日目とし、その翌日が軽快後1日目となります。

症状がある場合		発症日	発 症 後							
		0月目	1日目	2日目	3 日目	4月目	5日目	6 月目	7日目	8日目
例 1	軽快日が 発症後1日目	<u>発症</u> (陽性)	発症後 1 日 目 軽快	発症後 2日目 軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	0	0	0
		出席停止						登校可能		
例 2	軽快日が 発症後2日目	<u>発症</u> (陽性)	発症後   1日目	発症後 2日目 軽快	発症後 3 日 軽快後 1 日目	発症後 4日目	発症後 5日目	0	0	0
				出席	停 止					
例 3	軽快日が 発症後3日目	<u>発症</u> (陽性)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目 軽快	発症後 4日 軽快後 1日目	発症後 5日目	0	0	0
			出席停止					登校可能		
例 4	軽快日が 発症後4日目	<u>発症</u> (陽性)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目 軽快	発症後 5日 軽快 1日目	0	0	0
			出席停止					登校可能		
例 5	軽快日が 発症後5日目	<u>発症</u> (陽性)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目 軽快	軽快後 1日目	0	0
			出席停止					登校可能		
例	軽快日が 発症後6日目	発症 (陽性)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後4日目	発症後 5日目	軽快	軽快後 1 日 目	0
		出席停止							登校可能	

無症状で感染が		<b>検体採取後</b>									
確認された場合		0月目	1月目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例 1	無症状で検体を採取して感染が確認され	検体採取 (陽性) (無症状)	検体採取後 1日目 (無症状)	検体採取後 2日目 (無症状)	検体採取後 3日目 (無症状)	検体採取後 4日目 (無症状)	検体採取後 5日目 (無症状)	0		0	
	た場合		ı	出席。停止					登校可能		
例 2	無症状で検体を 採取して感染が 確認されたが、採 取後2日目に軽快 症、4日目に軽快 した場合	機体採取 (陽性) (無症状)	検体採取後 1日目 (無症状)	<sup>検体採取後</sup> 2日目 <b>発症</b>	*************************************	<sup>検体採取後</sup> 4日 発症後 2日 軽快	機体採取後 5 発 3 軽 日 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 8 日 8 日 9	0	0	0	
	した場合	出席停止						登校可能			
例 3	無症状で検体を 採取して感染が 確認されたが、採 取後2日目に発 症、5日目に軽快	検体採取 (陽性) (無症状)	検体採取後 1日目 (無症状)	検体採取後 2日目 発症	<ul><li>検体採取後</li><li>3日目</li><li>発症後</li><li>1日目</li></ul>	<ul><li>検体採取後</li><li>4日目</li><li>発症後</li><li>2日目</li></ul>	<sup>検体採取後</sup> 5 発症目 発症目 <b>軽</b> 性	軽快後 1日目	0	0	
	した場合	出席停止							登校可能		